発行責任者：勝山　竜矢
記事担当者：野本　秀和

Legal Networks 03

～間もなく、無期転換ルールがはじまります～

平成30年4月から無期転換ルールがはじまります。

○無期転換ルールとは

平成25年4月の労働契約法改正により、同一の企業との間で有期労働契約が5年を超えて更新されたときに、労働者の申し込みにより期間の定めのない無期労働契約に転換できるルールです。

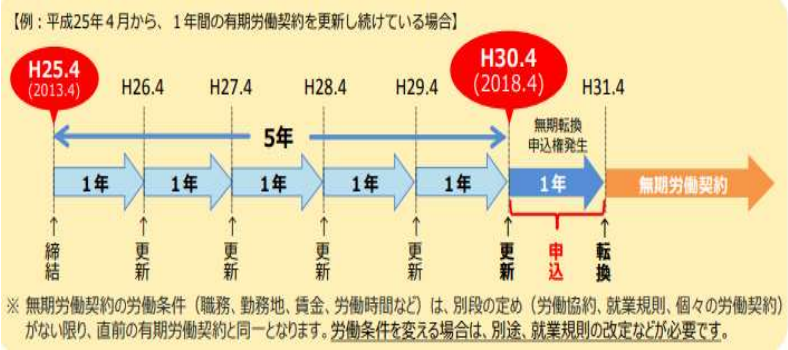

○対象労働者

契約期間に定めがある有期労働契約を同一の企業で通算5年を超えて反復更新している労働者（有期社員）が対象になります。
※契約期間がある場合は、契約社員・パートなど名称に関わらず、すべて無期転換の対象になります。（派遣社員は派遣元企業に無期転換ルールが適用されます。）

無期転換ルールの導入手順など、具体的な要件については、厚労省の『有期契約労働者の無期転換ポータルサイト』をご参照下さい。

※厚労省HP
http://muki.mhlw.go.jp/point/

○無期転換ルールの特例

定年後に引き続き雇用される有期雇用労働者等については、無期転換の申込権が発生しないという特例があります。（有期雇用特例法）

○特例の適用には労働局長の認定が必要

特例を適用するためには、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

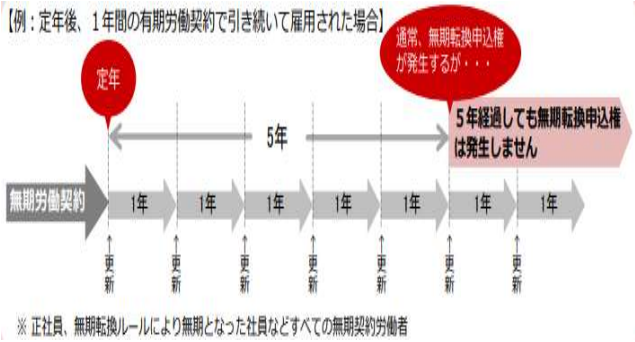

○雇用管理に関する措置とは

都道府県労働局長に提出する適切な雇用管理に関する措置の内容は以下になります。

・高年齢者雇用推進者の選任
・職業能力開発及び向上のための教育訓練の実施等
・作業施設、作業方法の改善
・健康管理、安全衛生の配慮

などになります。
これらの措置を行っていることが確認できる書類を添付します。

詳しくは、厚労省の『有期契約労働者の無期転換ポータルサイト』をご参照下さい。

適用まで1ヵ月を切りましたが、無期転換ルール・特例措置の確認など自社に当てはめて、事前に準備をしてしてみてはいかがでしょうか。

※図、表の一部は厚労省HP『有期契約労働者の無期転換ポータルサイト』、『特措法リーフレット』より抜粋

3月の労務管理スケジュール

労務　3/1～3/31
2月分の社会保険料の納付

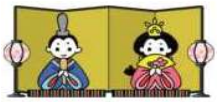

労務　3月分（4月納付分）から
協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が変更

税務　3/1～3/10
2月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

Legal Networks CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

http://www.kintaikanrikenkyujo.jp
TEL:03-6403-0861

2018.3月号